

工事請負契約における調査基準価格の算出方法

工事請負契約における調査基準価格については、「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」(平成6年4月19日付け6経第750号大臣官房経理課長通知)により、次のとおり算出している。

記

工事の請負契約ごとの調査基準価格の算定は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合算額に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格の10分の9.2を超える場合にあっては予定価格の10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合にあっては予定価格の10分の7.5とする。

- ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額